

【質問・回答】

【案件名】 公益法人会計システム（クラウド型）リース

Q1	契約者決定後に社会情勢の影響による納期遅延等、不測の事態によりリース開始日までに納品作業が間に合わなかった場合、契約者への指名停止等の処分、損害賠償等のペナルティは発生せずに契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。
A1	契約規程第33条のとおり、天災その他不可抗力により遅延が生じる可能性がある場合は、直ちにその理由を示していただくことで、契約期間の変更等について協議させていただきます。なお、そのような理由での納期遅延等につきましては、損害賠償請求等のペナルティーは発生しません。
Q2	入札書日時について、ホームページに2025年12月1日17時00分とありますが、公示書等は2025年12月1日15時00分と記載されています。提出期限はどちらでしょうか。
A2	提出期限は2025年12月1日17時00分です。告示書及び入札説明書を訂正いたしましたのでご確認をお願いいたします。（11/26訂正告示）

2025.11.26